

# グループ型家庭的保育事業のご案内

認可保育所で入所待ちをしている低年齢児の受け入れを進めるため、下記の要領で芦屋市グループ型家庭的保育事業を実施します。

## I 利用できる方

- 1 対 象 次のすべてに該当する児童
  - ① 市内に居住していること
  - ② 平成23年4月2日～平成25年4月1日生まれ
  - ③ 認可保育所（公立・私立）で入所待ちであること
- 2 定 員 15人

## II 運営法人

- 1 名 称 株式会社 ポピンズ
- 2 所 在 地 芦屋市船戸町3番23号芦屋三祐ビル5F  
TEL: 0797-32-2100

## III 実施場所

芦屋市楠町8番16号ハイネス山下1F（右図のとおり）

## IV 費 用

- 1 保育料 裏面参照
- 2 給食費 給食は行いません。お弁当を持参してください。

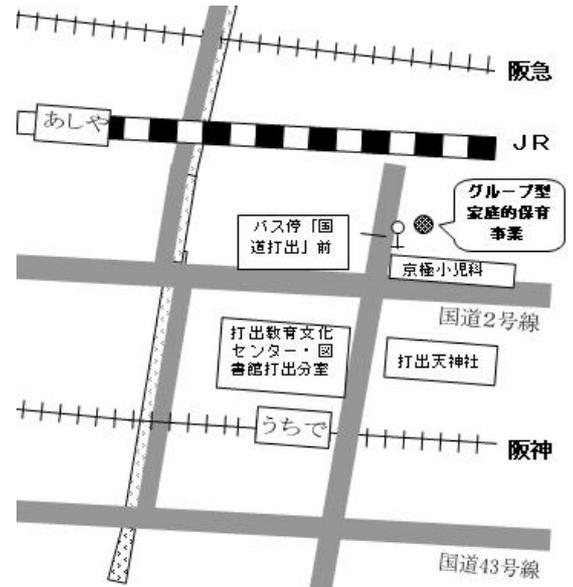
## V 実施期間・保育時間

- 1 実施期間 平成26年1月7日（火）～平成28年3月31日（木）
- 2 入 所 日 毎月1日（但し、平成26年1月のみ7日）
- 3 保育時間  
開所時間（月曜日～金曜日及び土曜日の7:30～18:00）内において保育に欠ける時間を保育時間とします。保育時間については面接時に決定します。

## VI 利用方法

- 1 芦屋市保育課の窓口で申し込みをしてください。  
【提出書類】
  - ① 利用申込書
  - ② 家庭状況報告書上記の提出書類は窓口で記入していただきますので、印鑑をお持ちください。
- 2 受付は前月の10日（土・日・祝日の場合は前日）までです。（1月入所は12月10日まで）
- 3 保育を必要とする程度の高い児童からご連絡します。利用可能になれば、毎月中旬ごろ電話でお知らせします。面接日や提出書類等は直接事業者にお問い合わせください。
- 4 正式な決定は面接後「利用決定通知書」でお知らせします。

グループ型家庭的保育事業の利用は通常保育の入所待ちであることが条件になります。平成26年4月通常保育の申し込みは平成25年12月20日（金）までです。忘れずにお済ませください。



＜お問い合わせ先＞  
芦屋市こども・健康部 保育課  
〒659-8501 芦屋市精道町7-6  
TEL: 38-2128

◎ グループ型家庭的保育事業保育料

| 各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分 |   | 保育料（月額）              |         |
|----------------------|---|----------------------|---------|
| A                    | 生活保護法（昭和22年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯 | 0円                   |         |
| B                    | A階層及びD階層を除き前年度分の市民税非課税世帯  | 3,000円               |         |
| C                    | A階層及びD階層を除き前年度分の市民税課税世帯   | 6,000円               |         |
| D1                   | A階層を除き前年度の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯   | 15,000円未満の世帯         | 10,000円 |
| D2                   |   | 15,000円以上40,000円未満   | 17,000円 |
| D3                   |   | 40,000円以上63,000円未満   | 24,000円 |
| D4                   |   | 63,000円以上103,000円未満  | 30,000円 |
| D5                   |   | 103,000円以上241,000円未満 | 38,000円 |
| D6                   |   | 241,000円以上413,000円未満 | 42,000円 |
| D7                   |   | 413,000円以上734,000円未満 | 49,000円 |
| D8                   |   | 734,000円以上           | 62,000円 |

備考

- 1 児童の属する世帯の階層が、B階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯であるときは、この表の規定にかかわらず、当該階層の保育料は0円とする。
  - (1) 母子世帯等 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条の配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
  - (2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
    - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の身体障害者手帳の交付を受けた者
    - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳を受けた者
    - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める障害基礎年金等の受給者
    - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
  - (3) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 2 同一世帯から2人以上の就学前児童が、グループ型家庭的保育施設、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援（以下「保育施設等」という。）を利用している場合の保育料は、グループ型家庭的保育施設に入所している児童が当該世帯の保育施設等を利用している児童の2人目である場合にあつては別表の50パーセントの額とし、3人目以降である場合にあつては別表に定める額にかかわらず保育料を徴収しないものとする。
- 3 この表のD階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第226号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）による改正前の所得税法第2条第1項第34号の2及び第84条第1項の規定を適用し、次に掲げる規定は適用しないものとする。
  - (1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項
  - (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項
  - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条